

保護者の求職活動中の継続入所について【重要】

現在、「保育を必要とする状況」ではありませんので、入所できる基準に、満たしていません。ただし、**求職活動を行う場合のみ**、下記の「保護者の求職活動中の継続入所願」を提出することで、**離職日から2か月後の末日まで**は、継続して入所することができます。

なお、**提出期限**までに、勤務先が決定した「就労証明書」の提出がなかった場合、**実施解除**となります。また、労働者の判断による離職の場合は、2回以上の継続入所は受付できません。

年 月 日

桶川市長

受 理 印

住所 _____

保護者氏名 _____

電話 _____

受理後写しを返却

保護者の求職活動中の継続入所願

保護者が求職中の期間、現在入所中の児童について、継続入所を希望します。なお、毎月月末に、「求職活動状況申告書」を提出し、期限までに「就労証明書」を提出します。

保護者 記入欄		
求職中の保護者の氏名		
離職日	年 月 日	
離職理由	※ 該当するものに、レ点チェックをいれてください。 <input type="checkbox"/> 事業所の倒産等によるもの <input type="checkbox"/> 定年、労働契約期間満了等によるもの <input type="checkbox"/> 事業主からの働きかけによるもの <input type="checkbox"/> 労働者の判断によるもの	
入所児童名	生年月日	入所している 保育所・放課後児童クラブ名
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

市 記入欄	
継続入所期間	年 月 日まで
就労証明書 提出期限	年 月 日まで